

特別な事情による返還猶予の審査対象者個票

審査番号 16	
特別な事情 () C (借受者本人の意思表示)	考慮すべき背景 () a (行政不信等)
<p>(これまでの経過)</p> <p>平成21年6月に借受者の両親(保証人を含む)と面談したが、「職員が借りろと言ったので借りた。返還する必要があるのなら借りなかったし、当時の旧同和地区の者は給付されて当然のこと、今さら返せと言われても返す気はないので二度と来るな。」と言われ、具体的な説明をすることができなかった。以後、何度も訪問、電話等で連絡をとったが、具体的な説明には至らなかった。</p> <p>平成22年12月に保証人に対し、平成21年度返還分の督促状等を郵送したところ、借受者本人から連絡があり、平成23年1月下旬に初めて借受者と面談し、お詫びと制度変更の説明を行ったところ、一定の理解を得られ、平成22～26年度の免除申請がなされ、既に免除の決定を行っている。</p> <p>なお、この間の事情を伺うと、「父母からは制度変更について何も聞かされておらず、京都市からの文書も見していない。偶然、督促状を見て、今まで何も手続がされていないことに初めて気付いて驚いている。今後は自分が手続を行う。」とのことであった。</p>	

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の審査対象者個票

審査番号 17	
特別な事情 (_____)	考慮すべき背景 (_____)
A-2 (検討期間不足：家庭等の事情)， C (借受者本人の意思表示)	C (地区外居住・新家庭等)
<p>(これまでの経過)</p> <p>平成21年6月に保証人と面談し、お詫びと制度変更の説明を行った後、行政に対する不信や第三者からの誤った情報により説明を聞いていただけなくなった。その後、平成22年7月に入ってようやく制度について具体的な説明を行うことができ、内容を理解していただけたため、平成19・20年度返還分については、第4回京都市奨学金等返還事務監理委員会において特別な事情による返還猶予が承認(審査番号9)され、返還猶予の手続がとられた。</p> <p>平成21年度返還分については、免除申請書を受理し、必要な添付書類の提出を依頼していたが、保証人に何度も催告するも、借受者が送ってこないとして提出されなかった。</p> <p>そこで、平成22年12月に督促状を郵送したところ、平成23年3月になって保証人から借受者がようやく書類を送ってきたとの連絡があったため、書類の提出を受けたが、借受者の収入は免除基準を上回っており、免除ができないことが判明した。しかし、履行延期に関する取扱基準の対象となる所得であったため、平成22年度返還分については履行期限延長手続がなされ、既に延長決定済みである。</p> <p>なお、この間の事情を伺ったところ、「私(保証人)は昨年7月時点で制度について一定理解したが、借受者本人が遠方に居住しているため、免除の申請に必要な書類を郵送してもらう必要があった。依頼に当たり、これまでから借受者本人には同和奨学金の貸与を受けている事実を伝えておらず、説明しづらかったので、書類の用途をあいまいにしていたところ、私(保証人)の態度に借受者本人が不信をいだき、対応してもらえなくなった。その後、時間を置き、貸与の事実を説明したところ、理解が得られ、平成21年度及び平成22年度の申請に必要な資料を送ってきた。」とのことである。</p>	

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。